

## 徳島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の認定登録に関し必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 「危険度判定」とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 「宅地判定士」とは、危険度判定を実施する者として、徳島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会会長が認定し、宅地判定士名簿に登載したものをいう。

### (認定登録の対象)

第3条 知事は、県内に居住又は勤務し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第12条による講習会を修了した者を宅地判定士として認定登録することができる。

- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者
  - 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
  - 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
  - 四 建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住又は勤務する者で、前項各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として認定登録し、認定登録証を交付することができる。

### (認定登録の手続き)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の認定登録を受けようとする者（前条第2項に該当する者を除く。）は、被災宅地危険度判定士認定登録申請書（様式第1号。以下「認定登録申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 認定登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。
  - 一 前条第1項第一号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び各々の認定登録要件を証明する書類
  - 二 前条第1項第二号又は第三号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3

号)

三 申請者の写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真。カラーも可。）

四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類。

（認定登録証の交付）

第5条 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めるときは、宅地判定士名簿に登載するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士認定登録証（様式第4号。以下「認定登録証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前条第1項による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めるときは、認定登録することができない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

（認定登録事項の変更）

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）及び認定登録証を知事に提出しなければならない。

一 氏名

二 居住地

三 勤務先の名称、所在地及び電話番号

2 知事は、前項の届出があった場合においては宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した認定登録証を新たに交付するものとする。

（認定登録証の更新）

第7条 認定登録の有効期限は、当該認定登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する認定登録の有効期限終了後も、引き続き宅地判定士として徳島県被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、認定登録の更新をすることができる。この場合においては、現に有効な認定登録の有効期間の終了までに（ただし、知事が必要と認めるときは、第12条に規定する講習会を受講し、修了した後に）、知事に被災宅地危険度判定士認定登録更新申請書（様式第6号）に認定登録証を添えて提出することにより、認定登録を更新することができる。

3 知事は、前項の更新申請書の提出を受けたときは、速やかに認定登録を行い、新たな認定登録証を交付するものとする。

4 前項の認定登録の有効期間は、第1項に準ずる。

（認定登録証の再交付）

第8条 宅地判定士は、認定登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士認定登録再交付申請書（様式第7号）により知事に再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定登録証を再交付するものとする。

- 3 前項の規定により認定登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した認定登録証を発見したときは、速やかに当該認定登録証を返納しなければならない。

(認定登録の辞退)

- 第9条 宅地判定士は、認定登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士認定登録辞退届（様式第8号）に認定登録証を添えて知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、宅地判定士名簿から抹消する。

(認定登録知事の変更)

- 第10条 徳島県知事から宅地判定士として認定登録を受けている者で、徳島県以外の都道府県に居住地又は勤務先の所在地を変更し、他の都道府県知事の認定登録を受けるときは、変更届及び認定登録証を新たに認定登録を受けることとなる都道府県知事に提出しなければならない。
- なお、他の都道府県知事から変更届の受理の通知があったときは、第9条（認定登録の辞退）を準用する。
- 2 知事は、他の都道府県知事から宅地判定士として認定登録を受けた者で、県内に居住地又は勤務先の所在地を変更する宅地判定士から変更届及び認定登録証の提出を受けたときは、第6条（認定登録事項の変更）を準用する。
- なお、あわせて変更前の認定登録を行っていた都道府県知事にその旨を通知する。

(認定登録の取り消し)

- 第11条 知事は、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、認定登録を取り消すことができる。
- 2 知事は、第3条第1項第三号に該当し第5条第1項により認定登録を受けた宅地判定士及び第3条第2項により認定登録を受けた宅地判定士に、前項に該当する事由が生じたときは宅地判定士の認定登録を取り消すものとする。
  - 3 第1項及び第2項の規定により認定登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該認定登録証を返納しなければならない。

(講習会)

- 第12条 県は、市町村の協力を得て第3条第1項各号に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識の習得及び技能向上のための講習会を実施する。
- 2 第3条第1項の講習会は、前項の講習会及び被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

- 第13条 知事は、第3条第2項、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3項、第9条第2項、第10条、第11条第1項及び第2項に規定する手続きを行った場合には、速やかに宅地判定士名簿に記載し、その内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

被災宅地危険度判定士 認定登録申請書

申請日 令和 年 月 日

徳島県知事 殿

わたくしは、徳島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項各号の一に該当し、第12条に定める被災宅地危険度判定士講習会を修了したので、第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の認定登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	年 月 日
居住地住所	〒 TEL ( )		
勤務先	住所	〒 TEL ( )	
	名称		

申請書は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれ→の番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第一号該当 宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	→①
	被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第二号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	→②
	被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第三号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、徳島県知事が認めている。	→③
	被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第四号該当 建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者	→④

- ① 資格要件申告書（様式第2号）  
資格要件申告書で添付することとされている書面
- ② 実務経験証明書（様式第3号）
- ③ 知事の認定書（原本を添付すること）  
実務経験証明書（様式第3号）
- ④ 二級建築士免許証の写し  
実務経験証明書（様式第3号）

認定登録番号	有効期限
- -	, . .

## 様式第1号「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 「申請日」には、研修の開催日を記入してください。
- 4 この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますので御注意ください。
- 5 各欄の記入手順  
この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。
  - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けてください。生年月日は、T(大正)、S(昭和)、H(平成)のうち該当するものを記入してください。
  - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所(通常、生活の場としている、連絡のとることができる所)を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
  - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
  - (4) 「資格要件該当別」欄には、「参加申込書」の「判定士資格要件」欄と同じ該当区分に○を付けてください。  
なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので、注意してください。第3条第1項第一号(①の欄)に○をつけた場合には、「資格要件申告書」とこの「申告書」の中で添付することとされている書面を、第3条第1項第二号(②の欄)に○をつけた場合には、「実務経験証明書」を、第3条第1項第三号(③の欄)に○をつけた場合には、「都道府県知事の認定書」「実務経験証明書」を、第3条第1項第四号(④の欄)に○をつけた場合には、「二級建築士免証書の写し」「実務経験証明書」を添付することになります。
  - (5) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

被災宅地危険度判定士 資格要件申告書

わたくしは、徳島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第一号に定める資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添えて申告します。

記

該当する資格要件

裏面から該当する要件の記号を記入する。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者氏名（自署）

## 該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面口に記入し、指定された証明書を添付する。

ア	<p>大学院等在学経験者：宅造告示第1号，都計告示38第1号該当 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後，土木，建築又は宅地開発に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後，宅地開発に関する技術に関して，一年以上の実務経験を有する者</p> <p><b>必要な添付書類</b>   在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）</p>
イ	<p>大学卒業生：宅造令第17条第1号，都計規則第19条第1号イ該当 大学（短大を除く。）又は旧大学で，正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後，土木，建築又は宅地開発に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後，宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者</p> <p><b>必要な添付書類</b>   卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）</p>
ウ	<p>3年課程の短期大学卒業生：宅造令第17条第2号，都計規則第19条第1号ロ該当 短大で，正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後，土木，建築又は宅地開発に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後，宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者</p> <p><b>必要な添付書類</b>   卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）</p>
エ	<p>短期大学，高等専門学校卒業生：宅造令第17条第3号，都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大，高等専門学校，旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後，土木，建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後，宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者</p> <p><b>必要な添付書類</b>   卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）</p>
オ	<p>高等学校卒業生：宅造令第17条第4号，都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校，旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後，土木，建築又は宅地開発に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後，宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者</p> <p><b>必要な添付書類</b>   卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）</p>
カ	<p>認定講習会修了者：宅造告示第4号，都計告示38第2号該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する者及び十年以上の都市計画，造園に関する実務経験を有する者で認定講習会を修了した者</p> <p><b>必要な添付書類</b>   認定講習会修了証の写し 実務経験証明書（様式3）</p>
指定の国家資格を有する者	
キ	<p>技術士：宅造告示第2号，都計規則第19第1号ホ（都計告示39）該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し，合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者</p> <p><b>必要な添付書類</b>   技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書（様式3 技術部門を建設部門とする場合は，不要）</p>
ク	<p>一級建築士：宅造告示第3号，都計規則第19第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者</p> <p><b>必要な添付書類</b>   一級建築士免許証の写し</p>

注) この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付 建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第38号」を、「都計告示39号」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第39号」を表す。



## 様式第2号「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

- 1 この申告書は、「被災宅地危険度判定士認定登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第3条第1項第一号に該当すると記入された方(①の欄に○をつけた方)のみ提出してください。  
②、③または④の欄に○をつけた方は、この申告書を提出する必要はありません。
- 2 各欄の記入手順
  - (1) あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。  
なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件の一つだけを選択し、記入してください。
  - (2) 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に、必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので、注意してください。
  - (3) 資格要件「ア」から「オ」に該当する方  
「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等のコピーでは受付できません。  
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科・課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書(またはこれに準ずる証明書)」の追加添付をお願いすることがあります。(なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。)
  - (4) 資格要件「キ」に該当する方  
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。
  - (5) 「実務経験証明書(様式第3号)」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。
  - (6) 提出年月日には、同時に提出する「被災宅地危険度判定士育成研修参加申込書」にある研修の開催日を記入してください。
  - (7) 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、捺印は必要ありません。



様式第3号（第4条関係）

# 被災宅地危険度判定士 実務経験証明書

土木、建築又は宅地開発に関する技術  
下記の者は、宅地開発に係る業務に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

令和 年 月 日

証明者 職 名 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

記

被証明者氏名	生年月日	年 月 日	証明期間	平成 年 月から 平成 年 月まで
職 名	主 な 経 験 の 内 容		期 間	
			平成 年 月から平成 年 月まで	
			平成 年 月から平成 年 月まで	
			平成 年 月から平成 年 月まで	
			平成 年 月から平成 年 月まで	
			平成 年 月から平成 年 月まで	
			平成 年 月から平成 年 月まで	
			平成 年 月から平成 年 月まで	
合 計			年 か月	

(記入例)

様式第3号 (第4条関係)

被災宅地危険度判定士 実務経験証明書

下記の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術  
~~宅地開発に係る業務~~ に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

証明者 職 名 △△△県 〇〇〇部長

氏名 (自署) 徳島太郎

記

被証明者氏名	宅地二郎	生年月日	昭和 33 年 3 月 3 日	証明期間	平成 2 年 4 月から 平成 15 年 10 月まで
職名	主な経験の内容		期間		
〇〇部□□課△△係 技師	△△川水系〇〇川河川改修工事の設計・施工管理業務		平成 2 年 4 月から	平成 5 年 3 月まで	
〃	県道××線道路改良工事の設計業務		平成 6 年 4 月から	平成 8 年 3 月まで	
〃	都市計画法に基づく開発許可に係わる完了検査業務		平成 10 年 4 月から	平成 15 年 9 月まで	
			平成 年 月から	平成 年 月まで	
			平成 年 月から	平成 年 月まで	
合計			10 年 6 か月		

### 様式第3号「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士認定登録申請書」または「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。

この証明書の提出を必要としない方は、資格要件申告書のキ「技術士」で技術部門を建設部門とする方及びク「一級建築士」である方のみとなります。

- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。

#### 3 各欄の記入手順

- (1) 証明文章中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「宅地開発に係る業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を==で消してください。

なお、第3条第1項第一号及び第二号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、第3条第1項第三号に該当する方は、「宅地開発に係る業務」を残してください。

- (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。
- (3) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」または「××部長」の証明が必要となります(当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません。)

なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はなく、また、使用されている印が、証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。

- (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。
- (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間(あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間)を記入してください。

なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月1日(朔日)でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に(例えば「××部××課××係技術吏員」等)記入してください。
- (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎の一つ以上記載して下さい。
- (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。

なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月1日(朔日)でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入して下さい。

（表）

（縦 54 m m × 横 85 m m）

		認定登録番号〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇〇 - 〇
徳島県		
被災宅地危険度判定士認定登録証		
氏名		縦 30 m m × 横 24 m m
生年月日		
有効期限		
令和 年 月 日		
徳島県知事	印	

（裏）

注意

- 被災宅地判定士として、危険度判定活動に従事するときは、必ずこの認定登録証を携帯してください。
- この認定登録証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- この認定登録証を紛失し、又は滅失したときは、速やかに再交付を申請してください。

様式第5号（第6条関係）

被災宅地危険度判定士

# 名簿記載事項変更届

届出日 令和 年 月 日

徳島県知事

殿

ふりがな 届出者氏名			生年月日	年	月	日
現在有効な 認定登録	番 号	—	—	—	—	—
	有効期限	平成	年	月	日	

被災宅地危険度判定士認定登録に係る次の事項に変更が生じたので、届け出ます。

1 氏名の変更

ふりがな	
変更後の氏名	

2 居住地の住所の変更

変更後の住所	〒 _____  TEL _____
--------	--------------------------

3 勤務先の名称、所在地及び電話番号の変更

変更後の勤務先	住所	〒 _____  TEL _____
	名称	

注意 認定登録証に記載されている住所を、他の都道府県に変更するとき以外は、現在記載の住所が所在する都道府県に届け出ることになりますので御注意ください。

認定登録証に記載されている住所を他の都道府県に変更するとき、同時にその他の事項の変更を行う場合には、この届出書で同時に届け出ることができます。

認定登録番号	有効期限
— —	, . .

様式第5号「被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届」記入上の注意

- 1 この届出は、新規登録時に被災宅地危険度判定士認定登録申請書に記載した次の事項に変更がある方のみ提出してください。
  - ① 氏名
  - ② 居住地
  - ③ 勤務先の名称、所在地及び電話番号
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 「届出日」には、研修の開催日を記入してください。
- 4 各欄の記入手順  
この届出に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。
  - (1) 「届出者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けてください。生年月日は、T(大正)、S(昭和)、H(平成)のうち該当するものを記入してください。
  - (2) 「現在有効な認定登録」欄には、現在お持ちの登録証に記載されている番号及び有効期限を記入してください。  
番号は、登録証の右上にあります番号で、左詰めで記入してください。
  - (3) 「氏名の変更」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができる現在のあなたの氏名を楷書で判読できるように記入してください。
  - (4) 「居住地住所の変更」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所(通常、生活の場としている、連絡のとることができる所)を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
  - (5) 「勤務先の変更」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
  - (6) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないでください。



様式第6号（第7条関係）

被災宅地危険度判定士 認定登録更新申請書

申請日 令和 年 月 日

徳島県知事 殿

わたくしは、徳島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項各号の一に該当し、第7条第2項の規定により、被災宅地危険度判定士の認定登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日		年 月 日	
居住地住所		〒 TEL ( )			
勤務先	住所	〒 TEL ( )			
	名称				
現在有効な 認定登録	番号	-                 -			
	有効期限	平成 年 月 日			

認定登録番号	有効期限
- -	, . .

## 様式第6号「被災宅地危険度判定士認定登録更新申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、認定登録の有効期限終了後も、引き続き宅地判定士として危険度判定の実施に協力していただける方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 「申請日」には、研修の開催日を記入してください。
- 4 各欄の記入手順  
この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。
  - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けてください。生年月日は、T(大正)、S(昭和)、H(平成)のうち該当するものを記入してください。
  - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所(通常、生活の場としている、連絡のとることができる所)を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
  - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
  - (4) 「現在有効な認定登録」欄には、現在お持ちの登録証に記載されている番号及び有効期限を記入してください。  
番号は、登録証の右上にあります「E 6」から始まる番号で、左詰めで記入してください。
  - (5) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないでください。



